



熊本県において野生いのししへの 豚熱経口ワクチン散布が始まりました

令和7年（2025年）11月14日、福岡県八女市の熊本県境近くで発見された死亡野生いのししにおいて、豚熱ウイルスの感染が確認されました。現時点では県内の野生いのししでの豚熱陽性事例は確認されていませんが、

- ◆ 隣接する福岡県内において短期間に陽性事例が連続して確認され、福岡県内の一部地域に豚熱ウイルスが相当程度侵入している可能性が高いこと
- ◆ 当該地域と本県との間には高速道路等の物理的障壁がなく、山塊が連なっていること
- ◆ 現在は繁殖期及び狩猟期であり、野生いのししの行動範囲が広がっていること

等を踏まえ、11月19日付けで本県が**野生いのししに対する豚熱経口ワクチン散布推奨地域**に指定されました。これを受けて、本県は12月2日より福岡県境を中心とした**山鹿市、和水町、菊池市**において野生いのししへの豚熱経口ワクチン散布を開始しました。

本県における野生いのししの豚熱感染リスクが非常に高まっていることから、養豚農家の皆様におかれましては、特に**農場周囲の草刈り等によるいのしし接近阻止、適時適切なワクチン接種、異常豚の早期通報**に留意し、飼養衛生管理の徹底をお願いします。

直近6か月の豚熱野生いのしし発見地点
(令和7年12月24日時点)

熊本県境から約13km

農水省HPを基に作成

高病原性鳥インフルエンザ発生の上ツプシーズンです

高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生については、1月が上ツプシーズンとされる中、令和6年シーズンは1月に34事例・648万羽殺処分と、1月としては過去最多を記録しました。令和7年シーズンにおける殺処分羽数は、12月1日時点で令和6年シーズンと同規模となっています（右グラフ参照）。

発生農場における現地調査では、以下のような事項がHPAIウイルス侵入及びまん延の要因として挙げられています。

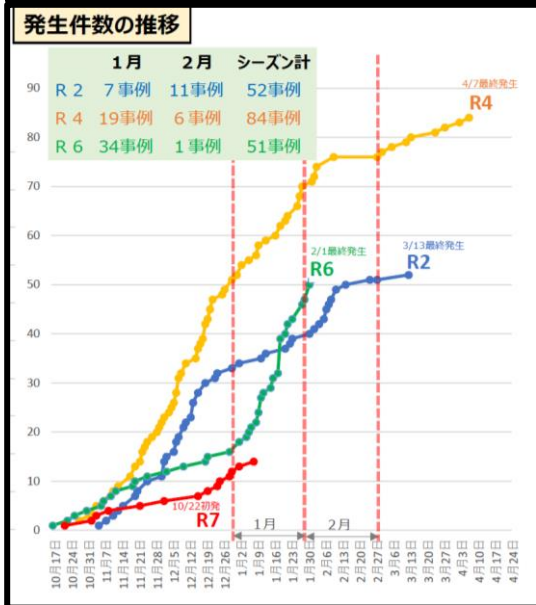
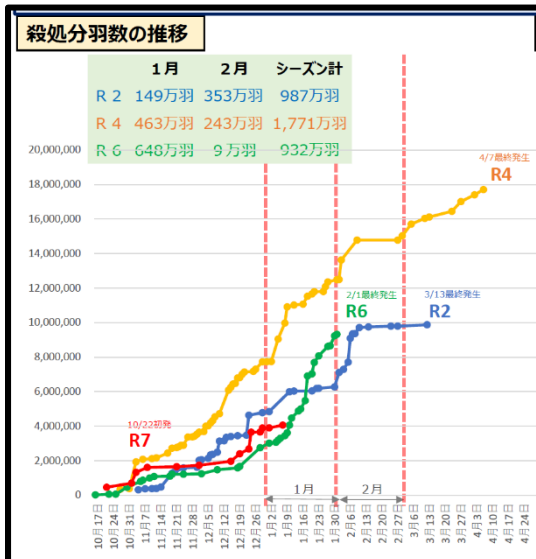
【農場内】

- ✓ 大腸菌症等と判断し、通報が遅れた
- ✓ 衣服や靴の交換、手指消毒等の不徹底
- ✓ 堆肥舎等における小鳥の確認
- ✓ 鶏舎壁、金網の破損

【農場周辺】

- ✓ 隣接する森にカラスのねぐらが存在
- ✓ 農場周囲の水田にハクチョウが飛来
- ✓ 農場周囲の池でマガモを確認

県内にも多数の渡り鳥が飛来しており、依然としてHPAIの発生リスクが高い状況が続きます。農場にウイルスを侵入させないよう、今一度飼養衛生管理の徹底をお願いします。



農水省HPを基に作成

また、県知事より、消毒命令が発出されています（次ページ参照）。

車両の消毒、専用の衣服や靴の着用



専用の長靴の着用、すのこ等を用いた靴の履き替え時の動線の交差防止



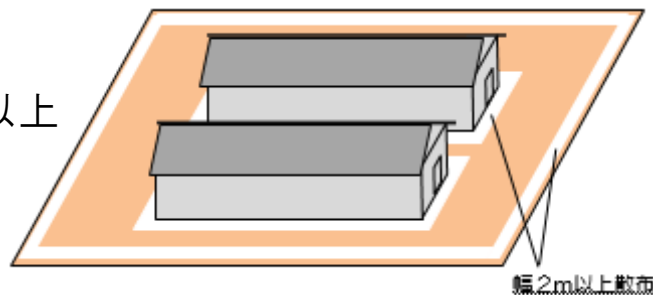
農水省HPより

毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」です。畜舎の一斉消毒をしましょう！！

消毒命令発出中！

県内における高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための緊急措置として、**家きん飼養者**に対し、**令和7年11月28日から令和8年3月31日まで**、**知事による消毒命令が発出されています**。確実な消石灰散布の実施をお願いします。

- 散布場所
農場外縁部 2 m以上、鶏舎周囲 2 m以上
- 散布量
1. 0kg/m²～（1袋で20m²程度散布）



消石灰散布のイメージ

令和8年定期報告の提出時期になりました

～家畜飼養者の皆様へ～

家畜の所有者は、家畜伝染病予防法第12の4の規定により、**毎年、2月1日時点での家畜の飼養状況（飼養衛生管理責任者、飼養頭羽数、農場数、埋却地等）**について報告することが義務付けられています。

今年も報告の時期となりましたので、各自治体から様式が届きましたら、記入及び期限内に各自治体の畜産担当まで提出をお願いします。

【対象家畜】

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚（ミニブタ含む）、いのしし、鶏、あひる（あいがも含む）、うずら、きじ、だちょう、エミュー、ほろほろ鳥、七面鳥

また、**小規模所有者**についても同様に、**2月1日時点での飼養頭羽数の報告義務がありますので、提出をお願いします**。様式については家畜保健衛生所または各自治体へお尋ね下さい。

【小規模所有者：以下の条件に該当する家畜飼養者】

- ◆ 牛、馬：1頭まで
- ◆ 豚、いのしし、めん羊、山羊、鹿：1～5頭まで
- ◆ 鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥：1～99羽まで
- ◆ だちょう、エミュー：1～9羽まで

電子指示書システムの運用が始まりました

2025年4月から、獣医師が発行した指示書を電子で受け取ることができる電子指示書システムの運用が始まりました。

農場ごとの医薬品処方量を可視化することで薬剤耐性菌をはじめとする疾病対策にも有効です。無料で利用できますので、ぜひご活用ください。

詳細は別添の資料をご確認ください。

家畜人工授精所の運営状況報告について

全ての家畜人工授精所は、毎年1月から12月までの運営状況報告を作成し、翌年の4月末までに県知事に報告することが義務付けられています（家畜改良増殖法第34条第3項）。特定家畜人工授精用精液等（和牛凍結精液、凍結受精卵）については、様式第28号により、毎月の生産、譲受、譲渡、利用、廃棄又は亡失、在庫の各数量（ストロー本数）の報告をお願いします。なお、精液と受精卵は分けて、それぞれ作成する必要があります。和牛以外の牛、めん羊、山羊、豚の精液等については、様式第29号により、年間の譲渡・譲受の件数（取引の件数）のみ報告をお願いします。

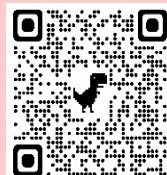
和牛凍結精液、凍結受精卵はストロー本数単位での報告が必要となるため、日頃からの記録徹底をお願いします。

近隣諸国における悪性伝染病等発生情報

病名	型	発生地（国）	畜種（件数）	発生日
アフリカ豚熱 （ASF）		韓国	豚（2）	9月14日～11月24日
		台湾	豚（1）	10月21日
高病原性 鳥インフルエンザ （HPAI）	H5N1 （H5亜型）	韓国	家さん（32）	9月12日～1月5日
		台湾	家さん（5）	9月～1月
	H5N9 （H5亜型）	韓国	家さん（1）	12月17日

令和8年(2026年)1月13日現在

熊本県で働く獣医師の職業紹介動画ができました！
右の二次元バーコードから動画が視聴できます！
是非ご視聴ください。



熊本県で獣医師になろう！
（短編）二次元バーコード